

# 介護報酬の解釈 **2** 指定基準編 (平成30年4月版) 追補 (2)

2019年9月 社会保険研究所

以下の省令、通知等により、本書の内容に一部改正等がありましたので追補いたします。

- 平成30年11月29日 厚生労働省令 第134号 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令
- 平成30年11月30日 厚生労働省令 第139号 医師法施行規則等の一部を改正する省令
- 令和元年8月13日 老推発0813第1号/老高発0813第1号/老振発0813第1号/老老発0813第1号  
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について  
〔介護保険最新情報Vol.736〕
- △令和元年9月18日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室/総務課介護保険指導室/高齢者支援課/振興課/老人保健課事務連絡 令和元年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて  
〔介護保険最新情報vol.740〕

| 頁                   | 該当箇所 |         | 改正前   | 改正後   |
|---------------------|------|---------|---|---|
| <b>I 居宅サービス等の基準</b> |      |         |   |   |
| <b>1 居宅サービス</b>     |      |         |   |   |
| 25                  | 右段   | 下から3行目  | [次に追加]  | 令元. 8. 13老推発0813第1・老高発0813第1・老振発0813第1・老老発0813第1  |
| <b>3 訪問入浴介護</b>     |      |         |   |   |
| 運営基準                |      |         |   |   |
| 66                  | 右段   | 上から16行目 | (1) <b>内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一<br>居宅基準第8条は、指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問入浴介護事業所の運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u> 等 | (1) <b>内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一<br>居宅基準第8条は、指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問入浴介護事業所の運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等              |
| 77                  | 右段   | 下から11行目 | (6) <b>準用</b><br>居宅基準第54条の規定により、居宅基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第34条まで及び第35条から第38条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、 <b>第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(9)まで、</b>  | (6) <b>準用</b><br>居宅基準第54条の規定により、居宅基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第34条まで及び第35条から第38条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、 <b>第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(9)まで、<u>（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。</u>）。</b> |
| <b>4 訪問看護</b>       |      |         |   |   |
| 運営基準                |      |         |   |   |
| 83                  | 右段   | 下から16行目 | (1) <b>内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一<br>居宅基準第8条は、指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問看護事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u> 等            | (1) <b>内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一<br>居宅基準第8条は、指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問看護事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等                         |

| 頁                 | 該当箇所   |             | 改正前  | 改正後  |
|-------------------|--------|-------------|--|--|
| 96                | 右<br>段 | 下から<br>4行目  | (7) 準用<br>居宅基準第74条の規定により、居宅基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第34条まで及び第35条から第38条まで及び第52条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、第3の一〔訪問介護〕の3の(1)、  | (7) 準用<br>居宅基準第74条の規定により、居宅基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第34条まで及び第35条から第38条まで及び第52条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、第3の一〔訪問介護〕の3の(1)。(第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、  |
| <b>5 訪問入浴介護</b>   |        |             |  |  |
| <b>運営基準</b>       |        |             |  |  |
| 104               | 右<br>段 | 下から<br>14行目 | (1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆一<br>居宅基準第8条は、指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問リハビリテーション事業所の運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)</u> 等 | (1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆一<br>居宅基準第8条は、指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問リハビリテーション事業所の運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等  |
| 118               | 右<br>段 | 上から<br>1行目  | (5) 準用<br>居宅基準第83条の規定により、居宅基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条及び第64条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(9)まで、   | (5) 準用<br>居宅基準第83条の規定により、居宅基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条及び第64条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(9)まで、 <u>((1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)</u> 、  |
| <b>6 居宅療養管理指導</b> |        |             |  |  |
| <b>運営基準</b>       |        |             |  |  |
| 121               | 右<br>段 | 上から<br>2行目  | (1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆一<br>居宅基準第8条は、指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅療養管理指導事業所の運営規程の概要、居宅療養管理指導従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)</u> 等                 | (1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆一<br>居宅基準第8条は、指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅療養管理指導事業所の運営規程の概要、居宅療養管理指導従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等  |
| 131               | 右<br>段 | 下から<br>2行目  | (5) 準用<br>居宅基準第91条の規定により、居宅基準第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条及び第64条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(5)まで、(8)、(9)、(11)、(14)及び(19)から(26)まで   | (5) 準用<br>居宅基準第91条の規定により、居宅基準第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条及び第64条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(5)まで、 <u>((1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)</u> 、(8)、(9)、(11)、(14)、 <u>(20)から(22)まで及び(24)から(28)まで</u> |
| <b>7 通所介護</b>     |        |             |  |  |
| 157               | 別紙様式   |             | 〔本追補3枚目の様式に差し替え〕   |  |

(別紙様式)

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する

開始  
変更  
休止・廃止  
※1

届出書

令和 年 月 日

各指定権者 殿

法人所在地  
名 称  
代表者氏名

印

|                |  |                                 |                                 |                    |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
|----------------|--|---------------------------------|---------------------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---|---|--|
| 基本情報           | 事業所情報                                      | フリガナ                            |                                 |                    | 事業所<br>番号           |                    |                     |                    |   |   |  |
|                |  | 名称                              |                                 |                    |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
|                |  | フリガナ                            |                                 |                    | 連絡先                 | (緊急時) — —          |                     |                    |   |   |  |
|                |  | 代表者氏名                           |                                 |                    |                     | — —                |                     |                    |   |   |  |
|                |  | 所在地                             | (〒 — )                          |                    |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
|                | 宿泊サービスの開始・廃止・休止予定年月日<br>(既に開始している場合はその年月日) |                                 |                                 | 平成/令和              | 年                   | 月                  | 日                   |                    |   |   |  |
| 宿泊サービス         | 利用定員                                       | 人                               | 提供日                             | 月                  | 火                   | 水                  | 木                   | 金                  | 土 | 日 |  |
|                | 提供時間                                       | ：                               | その他年<br>間の休日                    |                    |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
|                | ～  |                                 |                                 |                    |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
|                | ：  |                                 |                                 |                    |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
| 1泊当たりの<br>利用料金 | 宿泊<br>円                                    |                                 | 夕食<br>円                         |                    |                     | 朝食<br>円            |                     |                    |   |   |  |
| 人員関係           | 人員   | 宿泊サービスの提供<br>時間帯を通じて<br>配置する職員数 | 人                               | 時間帯での<br>増員(※2)    | 夕食介助                | ：                  | ～                   | ：                  | 人 |   |  |
|                |  | 朝食介助                            | ：                               | ～                  | ：                   | 人                  |                     |                    |   |   |  |
|                |  | 配置する職員の<br>保有資格等                | 看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者( ) |                    |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
| 設備関係           | 宿泊室  | 個室                              | 合計                              | 床面積(※3)            |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
|                |  |                                 | ( 室)                            | ( m <sup>2</sup> ) | ( m <sup>2</sup> )  | ( m <sup>2</sup> ) | ( m <sup>2</sup> )  | ( m <sup>2</sup> ) |   |   |  |
|                |  | 個室以外                            | 合計                              | 場所<br>(※4)         | 利用定員                | 床面積<br>(※3)        | プライバシー確保の方法<br>(※5) |                    |   |   |  |
|                |  |                                 | ( 室)                            | ( )                | ( 人)                | ( m <sup>2</sup> ) |                     |                    |   |   |  |
|                |  |                                 |                                 | ( )                | ( 人)                | ( m <sup>2</sup> ) |                     |                    |   |   |  |
|                | ( )  |                                 |                                 | ( 人)               | ( m <sup>2</sup> )  |                    |                     |                    |   |   |  |
|                | ( )  | ( 人)                            |                                 | ( m <sup>2</sup> ) |                     |                    |                     |                    |   |   |  |
|                | 消防設備                                       | 消火器                             | 有 ・ 無                           |                    | スプリンクラー設備           |                    |                     | 有 ・ 無              |   |   |  |
|                |  | 自動火災報知<br>設備                    | 有 ・ 無                           |                    | 消防機関へ通報する火災<br>報知設備 |                    |                     | 有 ・ 無              |   |   |  |

※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記載すること。

※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。

※3 小数点第二位まで(小数点第三位以下を切り捨て)記載すること。

※4 指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)

※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)

| 頁                    | 該当箇所   | 改正前         | 改正後   |
|----------------------|--------|-------------|---|
| <b>8 通所リハビリテーション</b> |        |             |   |
| <b>運営基準</b>          |        |             |   |
| 164                  | 右<br>段 | 下から<br>7行目  | (1) <b>内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一<br>居宅基準第8条は、指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定通所リハビリテーション事業所の運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <b>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</b> 等 |
|                      |        |             | (1) <b>内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一<br>居宅基準第8条は、指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定通所リハビリテーション事業所の運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等  |
| 179                  | 右<br>段 | 上から<br>13行目 | (6) <b>準用</b><br>居宅基準第119条の規定により、居宅基準第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第64条、第96条及び第101条から第103条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、 <b>第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(7)まで、</b>  |
|                      |        |             | (6) <b>準用</b><br>居宅基準第119条の規定により、居宅基準第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第64条、第96条及び第101条から第103条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、 <b>第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(7)まで、<del>((1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)</del></b>                |
| <b>関係通知</b>          |        |             |   |
| 180                  | 左<br>段 | 下から<br>9行目  | <b>1 指定通所リハビリテーション</b>  |
|                      | 右<br>段 | 下から<br>9行目  | <b>2 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る介護報酬上の取扱い</b><br><br>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が100人、又はその端数を増すごとに1以上勤務していない週に提供された指定通所リハビリテーションについては、当該単位について当該週を通じて所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定するものであること。  |
|                      |        |             | 指定通所リハビリテーション<br><br>〔削除する〕   |
| <b>12 福祉用具貸与</b>     |        |             |   |
| <b>運営基準</b>          |        |             |   |
| 284                  | 右<br>段 | 下から<br>13行目 | (1) <b>内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一<br>居宅基準第8条は、指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定福祉用具貸与事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <b>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</b> 等                     |
|                      |        |             | (1) <b>内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一<br>居宅基準第8条は、指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定福祉用具貸与事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等  |
| 299                  | 右<br>段 | 上から<br>1行目  | (8) <b>準用</b><br>居宅基準第205条の規定により、居宅基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第38条まで、第52条並びに第101条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、 <b>第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(26)まで</b>   |
|                      |        |             | (8) <b>準用</b><br>居宅基準第205条の規定により、居宅基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第38条まで、第52条並びに第101条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、 <b>第3の一〔訪問介護〕の3の(1)から(9)まで、<del>((1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)</del></b> 、(11)、(14)、 <b>(22)及び(24)から(28)まで</b>                            |

| 頁                           | 該当箇所                  | 改正前  | 改正後  |
|-----------------------------|-----------------------|--|--|
| <b>基準該当</b>                 |                       |  |  |
| 300                         | 右<br>段<br>上から<br>1行目  | <p><b>(2) 準用</b></p> <p>居宅基準第206条の規定により、居宅基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第52条、第101条第1項及び第2項、第193条、第195条、第196条並びに第4節（第197条第1項及び第205条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、<b>第3の一〔訪問介護〕の3</b>の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(26)まで</p> | <p><b>(2) 準用</b></p> <p>居宅基準第206条の規定により、居宅基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第52条、第101条第1項及び第2項、第193条、第195条、第196条並びに第4節（第197条第1項及び第205条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、<b>第3の一〔訪問介護〕の3</b>の(1)から(5)まで、<u>（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）</u>、(7)から(9)まで、(11)、(14)、<u>(22)及び(24)</u>から<u>(28)</u>まで</p> |
| <b>13 特定福祉用具販売<br/>運営基準</b> |                       |  |  |
| 304                         | 右<br>段<br>上から<br>14行目 | <p><b>(1) 内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一</p> <p>居宅基準第8条は、<u>指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定特定福祉用具販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<b>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</b>等</u></p>                                    | <p><b>(1) 内容及び手続の説明及び同意</b> ☆一</p> <p>居宅基準第8条は、<u>指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定特定福祉用具販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等</u></p>   |
| 316                         | 右<br>段<br>上から<br>10行目 | <p><b>(6) 準用</b></p> <p>居宅基準第216条の規定により、居宅基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条、第33条から第38条まで、第52条、第101条第1項及び第2項、第198条、第200条から第202条まで並びに第204条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、<b>第3の一〔訪問介護〕の3</b>の(1)から(5)まで、(7)及び(8)、(14)、<b>(20)</b>から<b>(26)</b>まで</p>   | <p><b>(6) 準用</b></p> <p>居宅基準第216条の規定により、居宅基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条、第33条から第38条まで、第52条、第101条第1項及び第2項、第198条、第200条から第202条まで並びに第204条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、<b>第3の一〔訪問介護〕の3</b>の(1)から(5)まで、<u>（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）</u>、(7)及び(8)、(14)、<u>(21)、(22)及び(24)</u>から<u>(28)</u>まで</p>   |

| 頁                    | 該当箇所                  | 改正前  | 改正後   |
|----------------------|-----------------------|--|---|
| <b>2 地域密着型サービス</b>   |                       |  |   |
| 321                  | 右<br>段<br>下から<br>22行目 | [次に追加]   | 令元. 8. 13老推発0813第1・老高発0813第1・老振発0813第1・老老発0813第1  |
| <b>4 地域密着型通所介護</b>   |                       |  |   |
| <b>人員基準</b>          |                       |  |   |
| 386                  | 右<br>段<br>下から<br>26行目 | (3) <b>機能訓練指導員</b> (基準第20条第6項)<br>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の資格を有する者(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有する者とする。 | (3) <b>機能訓練指導員</b> (基準第20条第6項)<br>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。 |
| <b>5 認知症対応型通所介護</b>  |                       |  |   |
| 443                  | 別紙様式                  |  | [本追補7枚目の様式に差し替え]  |
| <b>6 小規模多機能型居宅介護</b> |                       |  |   |
| 477                  | 別紙1                   |  | [本追補8枚目の様式に差し替え]  |
| <b>3 居宅介護支援</b>      |                       |  |   |
| 622                  | 右<br>段<br>下から<br>22行目 | [次に追加]   | 令元. 8. 13老推発0813第1・老高発0813第1・老振発0813第1・老老発0813第1  |
| <b>運営基準</b>          |                       |  |   |
| 638                  | 右<br>段<br>上から<br>20行目 | ⑩ <b>主治の医師等の意見等</b> (第十九号・十九号の二・第二十号)<br>訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)については、 <b>主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)</b> 等がその必要性を認めたものに限られるものである   | ⑩ <b>主治の医師等の意見等</b> (第十九号・十九号の二・第二十号)<br>訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものである   |

(別紙様式)

指定認知症対応型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する

開始  
変更  
休止・廃止

届出書

※1

令和 年 月 日

各指定権者 殿

法人所在地  
名 称  
代表者氏名

印

|        |  |                         |                                 |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|--------|--|-------------------------|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|
| 基本情報   | 事業所情報                                      | フリガナ                    |                                 |                    | 事業所番号              |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        |  | 名称                      |                                 |                    | 連絡先                | (緊急時) ー ー          |                    |                    |                    |                    |  |
|        |  | フリガナ                    |                                 |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        |  | 代表者氏名                   |                                 |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        |  | 所在地                     | (〒 ー )                          |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        | 宿泊サービスの開始・廃止・休止予定年月日<br>(既に開始している場合はその年月日) |                         | 平成/令和 年 月 日                     |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
| 宿泊サービス | 利用定員                                       | 人                       | 提供日                             | 月                  | 火                  | 水                  | 木                  | 金                  | 土                  | 日                  |  |
|        | 提供時間                                       | ：                       | その他年間の休日                        |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        | ：  |                         |                                 |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        | 1泊当たりの利用料金                                 | 宿泊 円                    |                                 | 夕食 円               |                    |                    | 朝食 円               |                    |                    |                    |  |
| 人員関係   | 人員   | 宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数 | 人                               | 時間帯での増員(※2)        | 夕食介助               | ：                  | ～                  | ：                  | 人                  |                    |  |
|        |  | 配置する職員の保有資格等            | 看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者( ) |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
| 設備関係   | 宿泊室  | 個室                      | 合計                              | 床面積(※3)            |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        |  |                         | ( 室)                            | ( m <sup>2</sup> ) |  |
|        |  | 個室以外                    | 合計                              | 場所(※4)             | 利用定員               | 床面積(※3)            | プライバシー確保の方法(※5)    |                    |                    |                    |  |
|        |  |                         | ( 室)                            | ( )                | ( 人)               | ( m <sup>2</sup> ) |                    |                    |                    |                    |  |
|        |  |                         |                                 | ( )                | ( 人)               | ( m <sup>2</sup> ) |                    |                    |                    |                    |  |
|        | ( )  |                         |                                 | ( 人)               | ( m <sup>2</sup> ) |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        | ( )  | ( 人)                    |                                 | ( m <sup>2</sup> ) |                    |                    |                    |                    |                    |                    |  |
|        | 消防設備                                       | 消火器                     | 有・無                             |                    | スプリンクラー設備          |                    |                    | 有・無                |                    |                    |  |
|        |  | 自動火災報知設備                | 有・無                             |                    | 消防機関へ通報する火災報知設備    |                    |                    | 有・無                |                    |                    |  |

※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記載すること。

※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。

※3 小数点第二位まで(小数点第三位以下を切り捨て)記載すること。

※4 指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)

※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)

(別紙 1)

居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出書

|   |  | 区 分  |  |
|---|--|--|--|
|   |  | 新規・変更  |  |
| 被保険者氏名  |  | 被保険者番号   |  |
| フリガナ  |  |  |  |
|   |  | 生年月日   |  |
|   |  | 性 別  |  |
|   |  | 明・大・昭<br>年 月 日   |  |
|   |  | 男・女  |  |
| 居宅サービス計画の作成を依頼 (変更) する事業者   |  |  |  |
| 事業者の事業<br>所名  |  | 事業所の所<br>在 地   |  |
|   |  | 電話番号 ( )   |  |
| 事業所を変更する場合の<br>事由等  |  | ※事業所を変更する場合のみ記入してください。   |  |
|   |  | 変更年月日<br>(平成/令和 年 月 日付)  |  |
| 小規模多機能型居宅介護<br>の利用開始月における居<br>宅サービス等の利用の有<br>無  |  | ※小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス<br>(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を<br>除く。)及び地域密着型サービス(夜間対応型訪問<br>介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同<br>生活介護(短期利用型)に限る。)の利用の有無を<br>記入してください。 |  |
| <input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用あり<br>(利用したサービス : )  |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用なし   |  |  |  |
| 〇〇市(町村)長 様<br>上記の小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画の作成を依頼する<br>ことを届出します。<br>令和 年 月 日<br>住 所<br>被保険者<br>氏 名<br>電話番号 ( ) |  |  |  |
| 保険者確認<br>欄  |  | <input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複<br><input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号                                   |  |
|   |  |  |  |

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず〇〇市(町村)に届け出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

| 頁                   | 該当箇所   | 改正前         | 改正後   |
|---------------------|--------|-------------|---|
| <b>II 施設サービスの基準</b> |        |             |   |
| <b>4 介護医療院</b>      |        |             |   |
| 862                 | 左<br>段 | 上から<br>8行目  | [次に追加]<br><b>30. 11. 29厚生労働省令134<br/>(平成31年1月実施) 30. 11. 30厚生労働省令139</b>  |
|                     | 右<br>段 | 上から<br>13行目 | [次に追加]<br><b>令元. 8. 13老推発0813第1・老高発0813第1・老振発0813第1・老老発0813第1</b>   |
| <b>施設・設備基準</b>      |        |             |   |
| 870                 | 左<br>段 | 上から<br>6行目  | 二 診察室<br>イ [略]<br>ロ イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、 <b>人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査</b> （以下「検体検査」という。）  |
|                     |        | 下から<br>8行目  | 二 診察室<br>イ [略]<br>ロ イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、 <b>臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査</b> （以下単に「検体検査」という。）   |
| 875                 | 右<br>段 | 上から<br>12行目 | 4 経過措置<br>(2) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物の耐火構造については、 <b>基準省令第6条第1項第一号の規定は適用せず</b>   |
|                     |        | 下から<br>8行目  | (3) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、 <b>新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、</b> 基準省令第6条第1項第一号の規定は適用せず   |
| 876                 | 右<br>段 | 上から<br>1行目  | (4) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、 <b>新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、</b> 内法による測定で   |
| <b>運営基準</b>         |        |             |   |
| 895                 | 左<br>段 | 上から<br>4行目  | 3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3、 <b>臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条</b> の規定を準用する。この場合において、 <b>医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第二号の病院、</b> |

| 頁                            | 該当箇所             | 改正前  | 改正後  |
|------------------------------|------------------|--|--|
|                              |                  | <p>院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第二号の施設告示第四号に定める施設における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。</p> <p>[平成30年8月・共通追補で改正(二重下線部分)]</p> | <p>診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（<u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）第33条第3項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。</u>）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第二号の<u>前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）</u>における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「<u>法第15条の3第2項</u>の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「<u>基準省令第33条第3項第二号の規定による</u>医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「<u>法第15条の3第2項</u>の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「<u>基準省令第33条第3項第三号の規定による</u>医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「<u>法第15条の3第2項</u>の規定による医療」とあるのは「<u>基準省令第33条第3項第四号の規定による</u>医療」と、<u>臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第33条第3項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第33条第3項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。</u></p> |
| <p><b>Ⅲ 介護予防サービス等の基準</b></p> |                  |  |  |
| <p><b>3 介護予防支援</b></p>       |                  |  |  |
| 1099                         | 右段<br>下から<br>5行目 | ii)  | iii)   |

## 令和元年度介護報酬改定により変更される 重要事項説明書の取扱いについて

(令和元年9月18日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室／総務課介護保険指導室／高齢者支援課／振興課／老人保健課 事務連絡 介護保険最新情報vol.740)

平素より介護保険の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護事業所は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされています（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第8条等）。令和元年〔2019年〕10月の消費税率の引上げに伴う介護報酬改定（介護職員等特定処遇改善加算の創設を含む。）によって、介護事業所においては、介護報酬改定により介護保険サービスの利用料等が変更されることから、これに伴い重要事項説明書の変更を要することが想定されます。

重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、あらためて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、今般の介護報酬改定は消費税率引上げに伴う臨時・特例的な対応であることを踏まえ、これに伴う重要事項説明書の変更にあたっての利用者又はその家族への説明及び同意については、利用者の保護の観点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、各介護事業者の判断により、例えば次のような対応を取ることも可能と考えられますので、各介護事業所に周知方お願いいたします。

### 【対応の例】

利用者負担額改定表を紙で配付する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

※令和元年度介護報酬改定の内容については、「Web 医療と介護」（<https://info.shaho.co.jp/iryou/>）に解説記事を掲載しています。ご参照ください。

**[介護報酬]新たな「特定処遇改善加算」を導入、2019年度介護報酬改定を答申等**

(2019年2月13日・介護給付費分科会)

<https://info.shaho.co.jp/iryou/hourei/201902/7083>



**特定処遇改善加算の創設と消費税率引上げによる介護報酬改定に対応**

【新刊】『介護報酬の解釈1 単位数表編 令和元年10月版』

<https://info.shaho.co.jp/iryou/trend/201907/8089>



社会保険毎報  
**Web 医療と介護**

